

# 県立芸術劇場指定管理者募集要領

令和2年7月

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

## 目 次

第1	指定管理者制度導入の趣旨	1
第2	施設の概要	1
第3	指定管理者が行う管理運営の基準	1
第4	指定管理者が行う業務の範囲	3
第5	指定期間	4
第6	経理に関する事項	4
第7	募集に関する事項	6
第8	応募に関する事項	7
第9	指定管理候補者の選定に関する事項	10
第10	指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項	12
第11	リスク管理、責任分担に関する事項	13
第12	業務の引継に関する事項	14
第13	管理運営状況の把握等に関する事項	14
第14	業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
第15	その他の留意事項	15
第16	様式一覧	15
第17	指定申請書等の提出先及び問合せ先	16

# 県立芸術劇場指定管理者募集方針

## 第1 指定管理者制度導入の趣旨

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、宮崎県では、「県立芸術劇場」の管理運営について、平成18年4月から同制度を導入しておりますが、令和2年度をもって今期の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条令第7号）第10条の規定に基づき、第四期となる令和3年4月からの指定管理者を募集します。

## 第2 施設の概要

### (1) 名称

県立芸術劇場（以下「劇場」という。）

### (2) 設置目的

県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与する。

### (3) 開館日

平成5年11月22日

### (4) 所在地

宮崎市船塚3丁目210番地

### (5) 規模

- ① 敷地面積 17,245.90㎡
- ② 建築面積 10,330.39㎡
- ③ 延床面積 21,999.53㎡（レストラン部分325.37㎡を含む。）

### (6) 主な施設

- ① ホール  
コンサートホール（1,818席）、演劇ホール（1,112席）、  
イベントホール（300席）
- ② 練習室  
大練習室2室、中練習室4室、小練習室4室
- ③ その他  
和室、ミーティングルーム、楽屋19室、資料閲覧室、チケットセンター

## 第3 指定管理者が行う管理運営の基準

### (1) 管理運営の基本方針

- ① 関係法令、条例及び規則等の規定を遵守し、劇場の適正な管理運営を行うこと。
- ② 劇場の設備及び物品等の維持管理を適正に行い、利用者に適切なサービスを提供すること。
- ③ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

## (2) 開館時間等

### ① 開館時間

午前9時から午後10時まで

※ 県立芸術劇場管理規則（平成5年宮崎県規則第47号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づきますが、県の承認を受けて変更することができます。

### ② 休館日

・ 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

・ 12月28日から翌年1月4日まで

※ 規則第3条の規定に基づきますが、県の承認を受けて変更することができます。

## (3) 利用の制限

指定管理者は規則第6条の規定により、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき、施設等をき損するおそれがあると認められるとき、その他劇場の管理運営上支障があると認められるときは、劇場の施設等の利用を許可しないものとします。

## (4) 関係法令等の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守する必要があります。

- ・ 興行場法（昭和23年法律第137号）、公の施設に関する条例、県立芸術劇場管理規則、県立芸術劇場の利用許可に当たっての判断基準その他の施設の管理運営に関する県の条例、規則及び諸規程
- ・ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）等の行政関係法令
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、水道法（昭和32年法律第177号）その他の施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令
- ・ 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）
- ・ 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）
- ・ その他関係法令

## (5) 個人情報の保護

劇場の管理運営業務を実施するため個人に関する情報を取り扱うに当たり、宮崎県個人情報保護条例及び協定書で定める個人情報取扱特記事項を遵守する必要があります。

## (6) 守秘義務の遵守

管理運営業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。また、指定期間終了後も同様の取扱いとします。

なお、管理運営業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を課さなければならないことに留意してください。

## (7) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例の規定に基づき、施設の管理運営に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

## (8) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象となります。

## (9) 業務の包括的第三者委託の禁止

劇場の管理運営業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、宮崎県の承諾を受けて第三者に委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者となります。

## 第4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとなります。

なお、業務の詳細は、県立芸術劇場指定管理業務仕様書を参照してください。

### (1) 劇場の利用に関する業務

- ① 劇場の施設及び設備の利用許可に関すること。
- ② 劇場の施設及び設備の利用料金の設定及び収受に関すること。
- ③ 貸館利用者への舞台技術サービスの提供に関すること。
- ④ 舞台芸術の情報収集及び提供に関すること。

### (2) 劇場の維持管理に関する業務

- ① 劇場（敷地を含む。以下この項において同じ。）の維持管理及び修繕に関すること。
- ② 劇場の警備に関すること。
- ③ 劇場の舞台設備（ホール座席、電気機器、機械、備品等を含む。）の維持管理及び修繕に関すること。
- ④ その他の管理に関すること。

### (3) 宮崎国際音楽祭に関する業務

- ① 宮崎国際音楽祭の企画、広報及び実施運営に関すること。
- ② 宮崎国際音楽祭のチケット販売に関すること。

※ 宮崎国際音楽祭（令和3年度開催予定分）については、その企画等準備業務を第三期指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場に委託しており、その業務内容を引き継いで実施していただくこととなります。

### (4) 県民文化振興事業（一般公演、自主企画制作公演、教育普及及び芸術文化発信の各事業）に関する業務

- ① 県民文化振興事業の企画、広報及び実施運営に関すること。
- ② 県民文化振興事業のチケット販売に関すること。

※ 県民文化振興事業のうち、第三期指定管理者が企画した令和3年度の事業については、原則として、その企画内容を引き継いで実施していただきます。

### (5) その他の業務

- ① 各年度の事業計画書及び収支予算書の作成に関すること。
- ② 各年度の事業報告書及び収支決算書の作成に関すること。

- ③ 県立芸術劇場友の会に関すること。
- ④ コンサートホールパイプオルガンの活用に関すること。
- ⑤ 宮崎県等関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑥ 指定期間終了に当たっての引継業務に関すること。
- ⑦ 劇場利用者の満足度の把握に関すること。
- ⑧ 県立芸術劇場のボランティアに関すること。
- ⑨ 総合文化公園協議会に関すること。
- ⑩ 全国、九州ブロック及び県内の公立文化施設の団体に関すること。
- ⑪ その他、知事が必要と認める業務に関すること。

## 第5 指定期間

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて劇場の管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

## 第6 経理に関する事項

### (1) 管理運営に要する経費

劇場の管理運営に要する経費は、次の収入によりまかなうものとします。

なお、指定期間中の各年度の決算の結果、支出超過となった場合でも、県は超過額の補てんを行いません。

#### ① 指定管理料

次に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。

指定管理料の額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定書の中で定めます。

なお、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率改定が行われたときは、改定に係る消費税相当額について、指定管理料の額を変更します。

また、第4に掲げる事業内容に変更が生じた場合、指定管理者と県が協議の上、指定管理料の額を変更することがあります。

基準価格 年額 485,835千円（消費税込額）

総額（5年間）2,429,175千円（消費税込額）

（年額の積算内訳）

・管理運営費	347,360千円
(利用料金収入見込額	57,309千円を控除した額)
・宮崎国際音楽祭経費	94,308千円
開催経費	65,085千円
(事業収入見込額	73,361千円を控除した額)
準備経費	29,223千円
・県民文化振興事業費	44,167千円
(事業収入見込額	33,687千円を控除した額)
※ 事業収入見込額とは、③から⑤までに掲げる収入の合計額をいいます。	

(注) 上記の指定管理料はすべて消費税率10%で積算しています。

② 利用料金収入

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、利用料金は指定管理者が自らの収入として収受するものとします。ただし、単年度の利用料金収入が基準額（57,309千円）を上回った場合、その超過分の2分の1相当額を県に納入していただきます。

利用料金の額は、公の施設に関する条例に定める額の範囲内で、あらかじめ県の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。

③ 宮崎国際音楽祭及び県民文化振興事業のチケット販売収入

④ 宮崎国際音楽祭及び県民文化振興事業に係る協賛金等

⑤ 各種団体からの助成金等

⑥ 寄附金その他の収入

**(2) 利用料金の減免**

県が劇場の設置目的を達成するために施設を利用する場合、利用料金を免除していただきます。

また、指定管理者が特に必要と認める場合、あらかじめ県の承認を受けて利用料金を減免することができます。

いずれの場合も、県は減免相当額の補てんを行いませんので、事業計画書の作成に当たっては注意してください。

(利用料金の減免実績(令和元年度))

116件 5,867,910円

**(3) 指定管理料の支払時期等**

指定管理料は、会計年度を基準として分割で支払います。各会計年度の支払額及び支払時期は、指定管理者と県が協議の上、協定書により定めます。

**(4) 区分会計の独立と管理口座**

指定管理者は、指定管理業務に関する会計とその他の会計とを区分し、独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により現金預金を管理する必要があります。

**(5) 権利義務等の承継**

指定管理者は、第三期指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場から、次の権利又は債権並びに義務又は債務を承継します。

① 第四期指定管理業務に係る契約等に定める事項の履行義務

- ・ 宮崎国際音楽祭及び県民文化振興事業の実施に係る契約に定めるもの
- ・ 劇場の施設及び設備の維持管理に係る契約に定めるもの
- ・ 県立芸術劇場友の会会員規約に定めるもの

② 第四期指定管理業務に係る前受金及び未収金（貸館等の利用料金、公演チケット料金、企業協賛金及び各種助成金に限る。）

**(6) 公租公課、保険**

① 公租公課

指定管理業務に係る売上について、指定管理者の状況によって法人税、消費税等の申告義務が生じる場合があります。詳しくは管轄税務署、市区町村等に確認して

ください。

- ② 県所有の施設に係る火災保険の経費は、宮崎県の負担とします。

なお、指定管理者には、次に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険に加入し、保険料を負担していただきます。

- ・ 施設管理責任保険（人身事故、財物事故）
- ・ 受託物管理責任保険（財物事故）
- ・ 災害補償保険
- ・ 楽器類動産保険（パイプオルガン、ピアノ、チャーチオルガン、チェンバロ、コントラバス）

#### (7) 備品等の取扱い

劇場内の県所有備品（事務用机、各種機器類）は、必要に応じて指定管理者に無償で貸与します。

劇場の管理運営上必要な車両については、指定管理者において、必要に応じてリース等により対応してください。

## 第7 募集に関する事項

### (1) 募集要領の配布

- ① 配布期間

令和2年7月6日（月）から令和2年9月7日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- ② 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

- ③ 配布場所

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課（宮崎県庁本館1階）

宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号：0985-26-7117

FAX番号：0985-32-0111

電子メールアドレス：[miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp)

※ 募集要領は、宮崎県ホームページからダウンロードできます。

### (2) 現地説明会の開催

- ① 日時

令和2年7月21日（火）午後2時から1時間程度

- ② 場所

宮崎市船塚3丁目210番地

メディキット県民文化センター 1階ロビー裏ミーティングルーム

- ③ 内容

募集要領及び仕様書の説明、施設見学

- ④ 申込方法等

令和2年7月14日（火）午後5時までに、現地説明会参加申込書（様式第10号）を持参、郵送（書留に限る）、電子メール又はFAXで宮崎県総合政策部みやざき文化振興課に提出してください。口頭又は電話による申込みは受け付けません。

### (3) 質問事項の対応

募集要領等に関する質問事項について次のとおり対応します。

- ① 受付期間  
令和2年7月31日（金）午後5時まで
- ② 受付方法  
質問票（様式第11号）を持参、郵送（書留に限る）、電子メール又はFAXで宮崎県総合政策部みやざき文化振興課に提出してください。口頭・電話による質問は受け付けません。
- ③ 回答方法  
質問の内容及び回答は、質問者及び現地説明会に参加したすべての団体に、電子メール又はFAXにより、随時回答します。（質問・回答内容は、県ホームページにより公表します。

## 第8 応募に関する事項

### （1）応募者の資格要件

指定管理者の応募資格を有するものは、次のすべての要件を満たす法人その他の団体とします。個人での応募はできません。

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団関係者等がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨ 劇場の管理運営に必要な法令上の許可を受け、又は受ける見込みであること。

### （2）複数の団体による共同応募

複数の団体での共同による応募（以下「グループ応募」という。）ができます。この場合は、次の事項に留意してください。

- ① グループ名については適切な名称を設定し、代表となる団体及び代表者を定めてください。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ② 代表となる団体は（1）①から⑨までの要件を、その他の構成団体は同②から⑨までの要件を満たす必要があります。
- ③ 当該グループ応募の構成団体は、別のグループ応募の構成団体となること又は単独で応募することはできません。

### （3）応募手続

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の書類を提出してください。



- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
  - ア 劇場管理運営のための基本方針
  - イ 劇場の効用を最大限に発揮する事業計画
    - ・ 利用者のサービス向上・利用者増加等に関する提案
    - ・ 施設の特性の活用
    - ・ 施設管理の考え方とその方法
    - ・ 県内他文化施設との連携
  - ウ 宮崎国際音楽祭の実施計画
    - ・ 全体計画及び宮崎国際音楽祭の計画
    - ・ 県民への親しみやすさと裾野を広げるための方策
    - ・ 実施能力と実施体制、同種事業の開催時期
  - エ 県民文化振興事業の実施計画
    - ・ 県民の文化振興に対する考え方及び成果指標
    - ・ 全体計画及び年度別計画
    - ・ 県民への親しみやすさと裾野を広げるための方策
    - ・ 同種事業の開催実績、事業の実施体制、人材育成方針、広報の方針及び体制並びに収入確保対策
  - オ 事業計画の確実な実施のための管理運営能力に関する事項
    - ・ 運営組織
    - ・ 危機管理体制及びリスク管理体制
    - ・ 文化施設の管理運営実績
    - ・ 個人情報保護及び情報公開に対する考え方
  - カ 地域への貢献に関する事項
- ③ 県立芸術劇場の管理運営等に関する収支計算書（様式第3号）
 

※ 内訳のわかる書類を添付してください。
- ④ 団体概要（様式第4号）
- ⑤ 役員等一覧（様式第5号）
- ⑥ 誓約書（様式第6号）
- ⑦ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第7号）
- ⑧ その他応募に必要な書類
  - ア 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
  - イ 法人にあっては法人の登記事項証明書（提出日から3か月以内に取得したもの）
  - ウ 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における決算に関する書類（事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類）
  - オ 国税及び地方税に関する納税証明書（未納がないことの証明書）（過去1年分）

※1 応募のため新たに団体を設立する場合は、イ、エ及びオの書類は提出不要としますが、宮崎県議会で指定管理者の指定の議決を受けるまでの間に法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書の写し（法人以外の団体にあってはこれらに準ずる書類）を提出してください。

※2 応募のため新たに宮崎県内に事業所又は事務所を設置する場合は、オの書類は提出不要としますが、宮崎県議会で指定管理者の指定の議決を受けるまでの間に事業所開設届の写しを提出してください。

(グループ応募の場合の追加書類)

⑨ グループ構成団体一覧表 (様式第8号)

⑩ 申請手続等に関する委任状 (様式第9号)

※ グループ応募の場合、⑧のアからオまでの書類は、構成員となるすべての団体のものを提出してください。

#### (4) 提出部数

正本1部、副本5部 (副本は複写可) とします。

※ 副本は、製本やホチキス留めは行わないでください。

#### (5) 申請書類の受付

① 受付期間・時間

令和2年7月22日 (水) から令和2年9月7日 (月) まで  
平日 午前9時から午後5時まで

② 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便により受付期間最終日の午後5時までに必着のこと)  
なお、電子メール又はFAXによる提出は受け付けません。

③ 提出先

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 (宮崎県庁本館1階)  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

※ 郵送 (書留に限る。) の場合、封筒の表面に「県立芸術劇場指定管理者指定申請書在中」と朱書きしてください。

#### (6) 留意事項

① 申請書類は、官公署の発行する証明書類の原本を除き、すべて日本産業規格A4としてください。

② 申請に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

③ 提出された申請書類は原則として返却しません。

④ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成する場合があります。

⑤ 提出された申請書類の訂正及び差し替えは、原則として認めません。なお、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合があります。

⑥ 申請書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届 (様式第12号) を提出してください。

⑦ 申請書類は、宮崎県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報及び団体の正当な利益を害するおそれのある情報を除き、開示の対象となる場合があります。

⑧ 申請書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合には、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものとします。

⑨ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を

使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

## 第9 指定管理候補者の選定に関する事項

指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、次のとおり審査を行い、最も優れた申請者を選定します。

### (1) 審査・選定方法

#### ① 書類審査

申請書類により、第8(1)で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

#### ② 県立芸術劇場指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、以下の委員により構成します。

#### ③ 選定委員会の委員（5名）

氏名	役職等
石川 千佳子	国立大学法人宮崎大学教育学部教授
桑野 斉	国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部教授
田中 克弥	公認会計士
内藤 泰夫	公益財団法人宮崎県芸術文化協会会長
藤原 秀史	公益財団法人門川ふるさと文化財団事務局長

選定委員会においては、書類審査を通過した応募者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、第9(2)～(4)に示す選定基準等に基づき審査します。審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

#### ④ 県立芸術劇場指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認

役職	所属・役割
議長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長（県民生活・文化祭担当）
委員	総合政策課長
委員	みやざき文化振興課長
委員	行政改革推進室長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、施設所管課（室）において第9(2)～(4)に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

#### ⑤ 指定管理候補者の選定・公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

選定結果については、指定管理者候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した応募者（グループ応募の場合は代表者のみ）全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、応募者名や審査結果等の概要を公表します。なお、開示請求により、審査概要等について開示する場合があります。

### (2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき行います。

#### ① 住民の平等な利用が確保されていること。

- ② 事業計画の内容が、劇場の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画の内容が、管理運営等に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力を有すること。
- ⑤ 県民文化振興事業の企画及び実施能力を有すること。
- ⑥ 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営能力を有すること。

(3) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	県民利用についての基本方針	5
経費の縮減等	指定期間内に県が支払う委託料の提案額	5
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費縮減に対する考え方・提案	
劇場の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者のサービス向上・利用者増加等に関する提案	20
	施設の特性の活用	
	施設管理の考え方とその方法	
	県内他文化施設との連携	
宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力	企画力と意欲	20
	県民への親しみやすさと裾野の拡大	
	実施能力及び実施体制	
	同種事業の開催実績	
県民文化振興事業の企画及び実施能力	企画力と意欲	20
	県民への親しみやすさと裾野の拡大	
	実施能力及び実施体制	
	同種事業の開催実績	
	その他の提案	
事業計画を確実に実施するための管理運営能力	継続的に安定した管理運営が可能となる財政的基盤（経営状況）	30
	収支計画の実現性	
	責任ある管理運営体制（安全管理、危機管理など）	
	文化施設の管理運営実績	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	環境保全や地域経済への配慮など、地域貢献への取り組み	
		100

(4) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

- 選定委員会：全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること。

○ **選定会議** : 総配点の100分の60以上の得点を得ること。

これにより、最高得点の応募者であっても、最低基準点に満たない場合、指定管理候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- ・ 再公募を行う。
- ・ 応募者から改めて事業計画書を提出していただき、それに基づき審査・選定する。
- ・ 最高得点の応募者を、事業計画内容の改善を条件に認める。

#### (5) 選定対象からの除外等

応募者が次のいずれかに該当する場合、指定管理候補者の公平な選定を害するものとして、選定対象から除外します。

また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取消しを行います。

- ① 複数の事業計画書を提出したとき。
- ② 選定委員会の委員、当該事務に関係する県職員に個別に接触したとき。
- ③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
- ⑤ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

### 第10 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

#### (1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て指定管理者に指定し、その旨を告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に指定管理候補者に事故がある場合、選定されなかった応募者から指定管理候補者を選定する場合があります。

#### (2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県と指定管理者は双方協議の上で、指定期間中の指定管理業務に関する基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上定めることとなります。

- ① 基本協定の主な内容は、以下のとおりです。
  - ・ 指定管理者が行う指定管理業務の範囲の詳細に関する事項
  - ・ 指定管理者が行う指定管理業務の実施の詳細に関する事項
  - ・ 県が支払う指定管理料に関する事項
  - ・ 利用料金に関する事項
  - ・ リスク管理、責任分担等の詳細に関する事項
  - ・ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査等に関する事項
  - ・ 指定の取消し等に関する事項
  - ・ 指定管理業務の引継等に関する事項
  - ・ 個人情報の保護、情報公開に関する事項
  - ・ 協定の変更に関する事項

- ・ その他施設の状況に応じて必要となる事項

指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ・ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- ・ 財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 第11 リスク管理、責任分担に関する事項

### (1) リスク管理、責任分担

県と指定管理者のリスク管理及び責任分担は、原則として次のとおりとします。

項目	内容等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者の管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で定例的なもの		○
	上記以外のもの	○	
2 管理運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき理由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
3 不可抗力への対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する施設修繕	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの (感染症等の影響による収入減・事業中断等による経費増を含む)	△	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による運営経費の増			○
5 法制度の改正、政治、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、政治、行政的理由から管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合等	○	
6 事業終了時	指定期間の終了又は指定の取消しによる施設等の原状回復、業務引継、撤収等の費用		○
7 その他生じた損失		協議事項	

※ 「1 施設、設備、備品、資料等の損傷など」のうち「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で定例的なもの」とは、「庁用備品・電気・管・空調その他修繕」、「ポンプ類分解整備」、「空調機分解整備」、「給排風機分解整備」)及び(その他の修繕で1件当たり10万円未満のもの等)をいいます。

※ △は別途、県との協議が必要です。

## (2) 施設及び設備の新設、大規模改修等について

(1)に定めのない施設及び設備の新設、大規模改修並びに音響設備、照明設備等の高額機器の更新については、県がその必要性を査定した上で、県の負担により実施しますが、当該新設・更新等によって指定管理者の収入増が見込まれる場合、指定管理者に相応の費用負担を求めることがあります。

また、当該新設・更新等によって施設等が一時的に使用できなくなる場合の指定管理業務の内容変更等については、県と指定管理者が別途協議します。

## 第12 業務の引継に関する事項

### (1) 現在の指定管理者からの引継

指定期間開始当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の指定管理者から十分な準備期間をもって事務引継を行っていただきます。

なお、事務引継に要する費用は、すべて新たな指定管理者の負担とします。

### (2) 指定期間終了時の次期指定管理者への引継

指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、施設・設備等の原状回復、備品・各種データ等の引渡しを速やかに行っていただくとともに、県又は次期指定管理者に十分な事務引継を行っていただきます。

### (3) その他

指定管理業務によって得られた個人及び業務に関する情報は、県又は次期指定管理者に事務引継を行った後、適正かつ速やかに廃棄してください。

なお、指定管理者であった者が、指定期間終了後に当該情報を使用した場合、法令に基づき処罰されることがあります。

## 第13 管理運営状況の把握等に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対して定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行います。

なお、各施設の管理運営状況(施設利用・収支状況等)は、県ホームページで毎年公表しています。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケート調査の実施等により、利用者の満足度、意見・苦情等を常に把握し、その結果を指定管理業務の改善に積極的に反映するよう努めるものとします。

県では、指定管理者の業務が管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対して必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、県監査委員等が、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項又は

第252条の42第1項の規定に基づき必要があると認めた場合、指定管理者に対して監査を行う場合があります。

#### 第14 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

##### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合、県は指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

##### (2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

天災、事故等の不可抗力その他県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県と指定管理者が別途協議します。

#### 第15 その他の留意事項

(1) 指定管理者は、個人情報保護及び守秘義務の遵守に当たり、内部統制のための体制整備を行うとともに、従事者に対して必要な研修を行ってください。

(2) 指定管理者は、関係法令に基づき適切な税申告及び納税を行ってください。特に、指定管理業務以外に収益事業を行っている場合は十分注意してください。

なお、県は指定管理者の税申告について一切の責任を負いません。

(3) 劇場内の自動販売機は、「県有施設における自動販売機設置者の公募選定について」(平成22年2月9日付け213-1845総務部長通知)に基づき、県が公募により設置者を選定します。また、当該設置に係る施設貸付料は、県の収入となります。

なお、直近の貸付期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間です。

(4) 劇場内のレストランは、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可として、県が設置者を選定の上、許可しています。また、当該当該設置に係る施設貸付料は、県の収入となります。

なお、直近の貸付期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間です。

(5) 現在、県において、劇場内の3ホールに係る天井の耐震改修工事に関する検討を行っています。設計等の結果によっては、次期指定管理期間中の一定の時期に劇場を休館する等の対応が必要になる場合がありますので、実施する場合は、時期や(休館の場合の)指定管理料等について、事前に県と指定管理者が協議することとします。

(6) 現在の指定管理者が雇用している従事者の活用については、指定申請の際に提案することができます。この場合、現在の指定管理者と事前に調整を行ってください。

#### 第16 様式一覧

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 県立芸術劇場の管理運営等に関する収支計算書(様式第3号)
- ④ 団体概要(様式第4号)



- ⑤ 役員等一覧（様式第5号）
- ⑥ 誓約書（様式第6号）
- ⑦ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第7号）
- ⑧ グループ構成団体一覧表（様式第8号）
- ⑨ 申請手続等に関する委任状（様式第9号）
- ⑩ 現地説明会参加申込書（様式第10号）
- ⑪ 質問書（様式第11号）
- ⑫ 辞退届（様式第12号）

#### **第17 指定申請書等の提出先及び問合せ先**

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課（宮崎県庁本館1階）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号：0985-26-7117

FAX番号：0985-32-0111

電子メールアドレス：[miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp)